
問題提起：民間医療保険をめぐる現状認識と構造的特徴

慶應義塾大学 堀田 一吉

近年、いわゆる「第三分野商品」としての民間医療保険に対するニーズが著しい高まりを見せている。この背景には、(1)生命保険に対する意識変化（死亡保障から生存保障へ）、(2)医療に対する意識変化(医療保障における自己責任意識の高揚)、(3)医療技術の進歩と医療費負担の上昇、(4)社会保障水準の低下（自助努力への要請）、など様々な要因があると思われるが、人々の医療保障に対して大きな関心を寄せていることは事実である。

他方、逆ザヤ問題をはじめとして、新契約減少による長期低迷に苦しんだ保険業界にとって、成長分野としての民間医療保険への期待は非常に大きい。各保険会社は、医療保険を将来にわたる主力商品として育成すべく、積極的な経営戦略を展開している。実に多種多様な医療保険商品が開発提供されており、保障内容、保険料率、販売チャネルなど保険会社ごとに大きく異なっている。これらの組み合わせの中で、各社は独自のビジネスモデルの構築を模索しており、まさに、規制緩和の象徴的存在となっている。

しかしながら、医療保険は、従来まで取り扱ってきた死亡保険や年金保険とは異なり、①保険事故の客観的認定が難しいこと、②リスクの発生が反復的であること、③給付形態が損害填補性と定額給付性の両面を有すること、④逆選択やモラルハザードの発生が複雑かつ多様であること、⑤保険設計を行う上で変動要素が多いこと、などの特徴が見られる。(次表参照)こうした複雑な構造を有する医療保険を本格的に事業の中核に取り込むには、医療保険の本質を十分に踏まえておく必要がある。そこでは、リスク管理のあり方が最も重要な課題となると思われる。

また、消費者にとっても、現在、夥しい種類の医療保険が販売され、その複雑さや多様さに対して、消費者が契約内容や保障条件を比較して、的確に選択することが困難な状況にある。無理解のまま安易に保険加入を促すと、後に契約者利益が失われるだけでなく、保険業の信頼を揺るがすような消費者トラブルを招きかねない。したがって、契約者利益の保護のあり方を考えるとともに、適正なルール作成も議論しておくべきだろう。

さらには、将来にわたり、民間医療保険がその社会的機能を担うためには、医療保障全体における民間医療保険の役割を考えておかなければならない。わが国の医療保障制度を見ると、諸外国と比較して、公的医療保険(健康保険)のウェイトが大きいために、実際には民間

【平成 18 年度日本保険学会大会】

シンポジウム「民間医療保険の課題と将来」
報告要旨：堀田 一吉

医療保険は限定的な領域を保障しているに過ぎない。とくに、実際に要した医療費とは、明確に関連付けられておらず、給付金は、治療費の自己負担部分、差額ベッド代や付き添い看護料など入院時のアメニティ（快適さ）の改善、病気期間における所得保障など、付随的領域を賄うために利用されている。私保険としての民間医療保険には保障可能な領域と限界があるが、社会システム全体として捉えた場合に、官と民の有機的連携のあり方も整理しておくべき課題といえる。

このように、民間医療保険をめぐる多くの課題が存在しており、未対応のまま推移している部分が見られる。今回のシンポジウムでは、「民間医療保険の課題と将来」と題して、民間医療保険をめぐる現状課題と将来展望について、総合的かつ多面的な考察を試みたい。

シンポジウムでは、以下にあげる 5 点の問題を中心として議論を進める予定である。第 1 に、民間医療保険は、いかなる構造と特徴を有するものであるかについて、保険医学・保険数理・法律・経済、それぞれの角度から理論的整理をおこなう。第 2 に、医療保険商品の多様化が進む中で、契約者の選択自由と選択責任のバランスをどのように考えるべきか。第 3 に、契約者保護を図る上で、コンプライアンスや保険規制・販売ルールに関して、保険会社ならびに保険行政はどのような対応が必要か。第 4 に、医療保障における民間医療保険の役割は何であるか。官民役割分担、保障領域の可能性をどう考えるべきか。第 5 に、民間医療保険の将来性についてどう見るか。果たして、保険業の柱となりうるか。

これらの問題意識を共有した上で、最初に、4 人のパネリストからそれぞれ専門の角度から報告をしていただく。これを踏まえて、パネリスト相互の討論ならびに全体討論を通じて、将来にわたって民間医療保険が健全な発展を遂げるための要点を整理してみたい。

表 医療保険と年金保険／死亡保険の構造比較

| | 医療保険 | 年金保険／死亡保険 |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 保険事故 | 疾病の認定 (客観性に問題あり) | 生死の事実 (客観性が高い) |
| リスク発生構造 | 反復して発生 | 原則一度限り |
| 給付形態 | 損害填補 (+定額給付) | 定額給付 |
| モラルハザード | 多様な発生形態 | 限定的な発生 |
| リスク管理 | 多様な変動要素を予測して リスク管理 | 主として死亡率を予測して リスク管理 |

出典) 堀田編著(2006)を一部改変